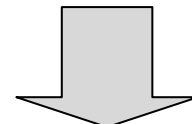


景観計画区域内行為 景観形成基準チェックリスト

【沿道景観形成地区】

茨木市景観計画における行為地の位置付けの確認		景観要素のチェック	周辺景観の特徴・状況	計画・設計への反映
茨木市の景観形成の目標	周辺景観を構成する景観特性や要素を十分に読み取り、それらを活かした、又は調和した計画とする。	市街地景観 住宅地景観 商業地景観 工業地景観 眺望景観 シンボリック景観 エキスポロード 道祖本摂津北線（大阪モノレール）		



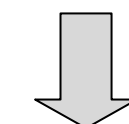
・あてはまるものにレ点をいれてください
 ・景観要素については茨木市景観計画第4章茨木市の景観形成の目標(P18-)を参照してください。

・周辺景観の特徴、状況を具体的に記入してください。

・周辺景観の特徴、状況を踏まえ、本計画・設計に当たって考慮したことを具体的に記入してください。

対象	事項	景観形成基準	チェック	配慮事項	
1 建築物	1)配置、規模、高さ	良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。		ベースカラー（ アクセントカラー（ m ² / ）	
		エキスポロード、（都）道祖本摂津北線では、道路の境界線からできる限り後退した配置とし、歩行者空間を確保する。			
		（都）道祖本摂津北線では北摂山系への眺望に配慮した配置、規模、高さとする。			
	2)形態、意匠	(1)建築物本体	良好な周辺の景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。 中高層建築物等では、分節や外壁に変化をつけることで、圧迫感や単調さを軽減させる。		
		(2)付帯施設	屋上に付帯する施設は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。 外部に設ける建築設備は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。		
			屋外階段、ベランダ等は、建築物全体と調和させる。		
		3)色彩	ベースカラーは沿道の緑になじむ色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（図7）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合は上記の限りでない。（ソーラーパネルを含む。） アクセントカラーは各立面の1/20以下とする。		
		4)素材	周辺の景観に配慮し、地域の特性にあった素材を使用する。 反射光のある素材は使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。		
		5)光源等	外観に光源等を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。		
	6)緑化、外構		行為地は樹木等によりできる限り緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。 建築物は壁面緑化、屋上緑化等より緑豊かな景観形成に配慮する。		
			塀、柵等の閉鎖的な囲いはできる限り避け、開放的な敷地とする。やむを得ず設置する場合は、透過性のあるものを使用し、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また隣接する敷地との連続性に配慮する。		
			敷地は、外構と歩道が連続するような仕上げとし、調和させる。		

協議事項



協議事項がある場合は、検討結果及び具体的な手法について、協議結果・回答欄に記入してください。

協議結果・回答

